

同意書

(子どもびんずる用)

第47回長野びんずる実行委員会 殿

- 第一 連の責任者は、事前に登録した人数、申込諸注意を厳守します。また、踊り開始前・踊り中を問わず、明らかな人数の過少申告等が発覚した場合、進行の妨げとならないように退場致します。
- 第二 連の責任者は連の監督・管理、連の進行を、第47回長野びんずる実行委員会（以下「実行委員会」とする）で定める列間、連間を守り、他連の迷惑とならないように努めます。また、明らかに迷惑を掛け、実行委員会からの注意があったにも関わらず改めなかった場合に関しては、即時に踊りを中止し、進行の妨げとならないように退場致します。
- 第三 第47回長野びんずるに参加するに当っては、平成27年7月21日（金）に行われる参加連説明会に連の責任者1名以上が必ず出席し、決定事項を遵守します。
- 第四 連で出したゴミ及び、踊りスペース周辺のゴミに関しては、指示に従い収集し清掃に協力致します。翌日の早朝の清掃は必ず2名以上参加し、不参加の場合は清掃代行料として5,000円を支払います。
- 第五 未成年の飲酒、喫煙は致しません。又、踊り中の飲酒・喫煙、泥酔、立小便により他人に迷惑を掛けるなどして注意を受けた際には、即時に退場致します。
- 第六 連内または連間に於けるトラブルに関して、連内及び連間で解決するものとして、実行委員会並びに商店街等の地域で組織される当祭り以外の実行委員会にも一切の責任は問いません。
- 第七 第47回長野びんずる開催期間中における事故・けが・盗難等に於いて、実行委員会並びに商店街等の地域で組織される当祭り以外の実行委員会にも損害賠償等の一切の責任は追及致しません。
- 第八 第47回長野びんずる期間中に撮影された映像、写真における出版物、広告制作物、その他、あらゆる用途に使用される事を承諾し、肖像権を譲渡します。
- 第九 上記の事項を遵守することとし、違反があった場合には、第48回以降の長野びんずるに連として参加出場を停止されても異議を申し立てません。
- 第十 実行委員会の判断により、諸トラブルに関して警察への通報が必要となった場合、現場より本部、本部より所轄の警察に事態解決の依頼をする事とし、処遇に関する一切の判断を警察に委ねる事に関して、異議申し立ては致しません。又、警察からの如何なる指示にも速やかに従います。

上記内容について同意致します。

平成29年 月 日

参加連名 _____

連責任者（直筆） _____

⑩